

## 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の告示地域 2

- 1 近隣商業地域のうち、港区六本木四丁目から同区六本木七丁目までの地域
- 2 港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1に規定する京浜港東京区の港域内海面及び水面（河川法（昭和39年法律第169号）第4条第1項に規定する一級河川及び同法第5条第1項に規定する二級河川を除く。）並びに同省令別表第2に規定する京浜港の東京東航路及び東京西航路の区域内海面